現行	改正後
Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点	Ⅱ 仮想通貨交換業者の監督上の着眼点
Ⅱ - 2 業務の適切性等	Ⅱ - 2 業務の適切性等
Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等	Ⅱ-2-2 利用者保護のための情報提供・相談機能等
Ⅱ-2-2-6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)	Ⅱ-2-2-6 苦情等への対処(金融ADR制度への対応も含む)
Ⅱ-2-2-6-3 金融ADR制度への対応 Ⅱ-2-2-6-3-1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)	Ⅱ-2-2-6-2 金融ADR制度への対応 Ⅱ-2-2-6-2 1 指定仮想通貨交換業務紛争解決機関(指定ADR機関)が存在する場合の主な着眼点 (中略)
① (略)	① (略)
②公表・周知・利用者への対応	②公表・周知・利用者への対応  イ. (略)  ロ. 手続実施基本契約も踏まえつつ、利用者に対し、指定ADR機関による標準的な手続のフローや指定ADR機関の利用の効果(時効 <u>の完成猶予</u> 等)等必要な情報の周知を行う態勢を整備しているか。
③ (略)	③ (略)
(略)	(略)